



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次

（取扱課室名） ページ

○ 告示

599	平成27年和歌山県告示第1467号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等）の一部改正	（税務課）..... 1
600	指定障害児通所支援事業者の廃止	（障害福祉課）..... 1
601	南紀用水土地改良区の島ノ瀬ダム管理規程変更の認可	（農業農村整備課）..... 1
602	肥料の品質の確保等に関する法律による肥料の登録有効期間の更新	（鳥獣害対策課）..... 2
603	保安林の指定施業要件変更予定	（森林整備課）..... 2
604	林業種苗生産事業者の登録	（ ）..... 2
605	道路の区域変更	（道路保全課）..... 3

告 示

和歌山県告示第599号

平成27年和歌山県告示第1467号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等）の一部を次のように改正する。

令和7年7月18日

和歌山県知事 宮 崎 泉

別表規則第9条第4項の項中「第9条第4項」を「第9条第5項」に改め、同表規則第9条第5項第6号の項中「第9条第5項第6号」を「第9条第6項第6号」に改める。

和歌山県告示第600号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定に基づき指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和7年7月18日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援 の 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年月日
3051000 143	リーベリー	伊都郡かつらぎ町 佐野493-4	放課後等デイサー ビス	特定非営利活動 法人よつ葉福祉 会	伊都郡かつらぎ町佐 野677-1	令和 7. 7. 31

和歌山県告示第601号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、南紀用水土地改良区の島ノ瀬ダム管理規程の変更を認可したので、同条第4項の規定により公告する。

令和7年7月18日

和歌山県知事 宮 崎 泉

変更の概要

事前放流の実施に係る規定の追加

和歌山県告示第602号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和7年7月18日

和歌山県知事 宮 崎 泉

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は 名 称 及 び 住 所	有効期限
和歌山県 第789号	乾燥菌体肥料	乾燥菌体肥料2 号	窒素全量5.5 りん酸全量6.2 加里全量1.1	公定規格のと おり	築野食品工業株式会社 和歌山県伊都郡かつらぎ 町新田94番地	令和 10.8.9

和歌山県告示第603号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和7年7月18日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第604号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者の登録をしたので、同法第16条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年7月18日

和歌山県知事 宮 崎 泉

登録 番号	生産事業者		生産事業の内容				事 業 所	
			種 穂		苗 木			
	氏名又は 名 称	住 所	採 種	精 選	幼苗の 育 成	幼苗以外の 苗木の育成	名 称	所 在 地
7912	株式会社大槻 林業	奈良県吉野郡十津 川村竹筒165番地 の2	○	○	○	○	株式会社大槻 林業	奈良県吉野郡十津 川村竹筒165番地 の2

和歌山県告示第605号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年7月18日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡かつらぎ町大字萩原字梅木原882番1地先から紀の川市名手上字太下田5番1地先まで	旧	4.79 } 11.19	300.44	
同上	新	7.86 } 28.82	300.12	